

カラー複写機（複合機）の賃貸借及び複写サービス契約仕様書

1 業務名 カラー複写機（複合機）（以下「複写機」という。）の賃貸借及び複写サービス契約

2 賃貸借及び複写サービス提供の目的 公益財団法人森林ネットおおいたにおいて、常に円滑な事務の執行に寄与するための複写サービスの提供をいう。

3 調達する役務の内容

（１）複写機を指定場所に設置し、常に良好な状態で複写ができるようサービスを提供すること。

（２）複写機の設置場所は、公益財団法人森林ネットおおいたの事務所内、大分県林業会館 新館（大分市花園2丁目6番46号）2階 とする。

4 複写機の設置台数 2台 （それぞれの仕様については6に記載）

複写機2台について、同一のメーカー、同一のシリーズとする。

但し、使用者がそれぞれの機器を区別して利用するため、同一機種2台の選定はしない。

また、それぞれトナー方式とし、インクジェット方式は選定しない。

5 賃貸借及び複写サービス料金の入札条件

（１）賃貸借料金は、複写機の1ヶ月あたりの料金とする。

（２）複写サービス料金は、フルカラー、白黒、赤黒等2色の1枚当たりの単価とし、紙代及びステープラの針代を除く全てのサービスを含むものを計上するものとする。

（３）複写サービス料金の記載に当たって、毎月の利用予定枚数は以下のとおりとする。

	機 種	複合機①		複合機②	
	サービス区分	フルカラー	4,500枚	コピー、プリント	4,500枚
2色(赤黒等)		200枚	コピー、プリント	200枚	コピー、プリント
白 黒		5,300枚	コピー、プリント	5,300枚	コピー、プリント
合 計		10,000枚	コピー、プリント	10,000枚	コピー、プリント

ただし、予定枚数は過去2ヶ年の利用量を参考に算出している。

（４）複写サービス料金の改正について、2台をの合計利用数が予定枚数の90%に達しない月が12ヶ月以上継続する場合または、4月より翌年3月の12ヶ月平均の利用量が利用予定枚数の80%未満の場合は、サービス料金を20%を超えない範囲で改正することができる。

（５）賃貸借契約期間終了後の再契約および、複写機の廃棄または返却について契約書に明示すること。

（６）設置に関する費用、複写サービスに要する固定費用が必要となる場合は必ず入札時に金額を提示すること。

6 設置機種の様

以下の性能および様を有すること

(1) 2台の複合機の様異なる事項

同一機種は選定しないこと。同じシリーズの機種であること。

① 複写機2台のうち、その1 (印刷速度 A4横カラー65枚/分以上) の性能を有す

想定されるメーカー・機種

メーカー	機種
キャノン	ImageRUNNER C5870F
リコー	IM C7010
富士フイルム	Apeos C7071

② 複写機2台のうち、その2 (印刷速度 A4横カラー 60枚/分以上) の性能を有す

想定されるメーカー・機種

メーカー	機種
キャノン	ImageRUNNER C5860F
リコー	IM C6010
富士フイルム	Apeos C6571

(2) 有線ネットワーク接続(1000BASE-T)に接続できること。

(3) 特殊用紙 厚紙(300kg/m²)、封筒、ハガキなどの印刷に対応すること。ただし、カセット給紙または手差しトレイによる給紙でも可。

(4) 複写・プリンター・スキャナー機能を有し、用紙トレイはA4サイズがセット可能なトレイを2段(並列可)、A3サイズまでセット可能なトレイを2段、計4段を有すること。また、各トレイの用紙収納枚数は標準的な用紙を550枚以上収納できること。

(5) 手差しトレイを有すること。

(6) A4サイズ2,500枚以上フィニッシャーを備え、50枚以上のステイプル2か所綴じ機能および、20枚以上の中綴じステイプル機能を有すること。2穴のパンチ機能を有すること。また、受信したFAXの印刷は専用トレイを有すること。

(7) 自動原稿送り(両面1パススキャン)・両面印刷・ソートの各機能を有すること。

(8) 原稿サイズ混載(A4/A3)および自動白黒・カラーを判読し複写する機能を有すること。

(9) コピー及びスキャンの解像度が600×600dpi以上であること。

(10) プリントアウトの解像度が1200×1200dpi以上であること。

(11) ウォームアップタイムが30秒以内(気温20度程度)であること。

(12) ファーストコピータイム(A4横カラー)が5秒以内であること。

(13) 連続複写速度(A4横カラー)が1分間に①65枚 / ②60枚以上であること。

(14) 用紙節約のため、両面印刷及び1ページに複数ページ(4ページ以上)の印刷機能が備わっていること。

(15) スキャナーについては、スキャンデータをWindowsサーバーへ直接送れる機能を有すること。また、スキャンデータのファイル形式はPDF, TIFF, JPEGに対応すること。

(16) FAX(G3)の送受信機能およびIPFAXの送受信機能を有すること。また、FAXの

送受信はプリント中にも可能であること。

(17) 機械の大きさ(占有スペース)は、1.70m(幅)×0.80m(奥行)以内であること。

(18) 電源は 単相 AC100V/60Hz、20A 以下であること。電気配線工事が要する場合は、設置費用に含めること。

(19) メーカー等によるリサイクル機または中古機でないこと。

(20) グリーン購入法適合製品であること。(本体)

7 メンテナンスの条件

(1) 定期点検

6ヶ月につき1回以上、複写状態等を点検し、印刷が良好な状態で実施できるよう点検を実施する。

(2) 故障の修理

ア 故障の場合は、連絡後60分以内に点検に着手すること。

この点検については、オンラインサービスまたは利用者との電話によることも可能とする。

イ 紙つまり、印刷品質の劣化など一般的な故障については、月曜日から金曜日(祝祭日・年末・年始等を除く)連絡後3時間以内の修理完了に努めること。

ウ 定期点検・利用者側の重大な過失(火災・衝突・水没など)による破損などを除く、一般的な修理に要する全ての費用は、業者の負担とする。

エ 落雷による故障の場合について修理費用負担は100,000円未満(消費税相当額を含む)とする。また、修理期間は5日(営業日)以内とする。

(3) 消耗品等の補充

ア トナーは各色とも標準印刷枚数5,000枚以上に対応する本数を常時配置すること。

トナーの交換は利用者が行うことを基本とする。

イ 用紙代、ステープラの針代以外の廃トナー回収容器等の消耗品代は、すべて設置業者の負担とする。

8 技術スタッフの確保 上記のメンテナンスを確保するため次のサービス体制があること。

(1) 速やかな対応を可能にするため、大分市内または設置場所より20kmにサービス拠点を有すること。

(2) サービス拠点である営業所等には、2名以上の技術スタッフを配置されていること。

(3) 技術スタッフは、複合機について熟知しており、その点検・修理については迅速処理できる能力を有すること。

(4) 技術スタッフは、設置機種種の保守・修理についてのメーカー研修を終了した者であること。

9 その他

(1) 2台の複写機ともに FAX の配線を行うこと。ただし、電話回線は1本であるため、着信回数などの設定により、通常はその2の複写機において受信するように設定すること。また、いずれかの電源が切れている状態においては、電源の入っている複写機においてFAXを受信する設定にすること。また、送信はいずれの複写機からも送信ができること。(同時送信はしない。)

(2) 複写機は令和7年7月1日から使用が可能となるよう設置すること。ただし、設置日が令和7年7月1日以前であっても、令和7年7月1日までに利用する賃借料は支払わないものとする。

ただし、複写サービス料金は令和7年7月分に合算できるものとする。

(3) ネットワークの設定(プリンター、スキャナー)の設定を行うこと。また、各職員のパソコンへのプリンタードライバーのインストール作業、既設の複写機のプリンタドライバーの削除を行うこと。また、既存のFAX送信先などを設定すること。

(4) プリンター出力に関しては、機械入替え時に設定を行い、業務に支障の来すことがないようにすること。

(5) 既存の複写機2台について、適切な手続きを行い、撤収すること。

(6) 複写機の適切な操作方法(各種機能含む)を指導すること。

(7) 請求書について

- ・支払は当該実績分を翌月以降支払うものとし、請求書は使用枚数確定後に提出すること。

- ・請求書は、請求年月日、機種名、機種番号、使用枚数、カウンター記録、請求対象期間(月)を記載したものであること。

(8) 契約期間は令和7年7月1日から令和12年6月30日までとする。

- ・ただし、サービス内容が本仕様と相違がある場合、あるいは頻繁(復旧に半日以上を要す故障が1ヶ月に3回以上)に利用が出来ない期間がある場合は、期間満了より予定日より前に、契約を解除することができる。

(9) 賃貸借契約満了(5ヶ年)経過後は、同一のメーカーまたは異なるメーカーの複写機と一部または全部を、入替または廃棄する場合において、廃棄に要する一切の費用を徴収しないことを賃貸借契約書に明示または、別途覚書書を作成すること。

(10) 本仕様書に不明な点は、速やかに照会するものとする。